

分担金・拠出金の名称	国際自然保護連合(IUCN)拠出金	評価	B		
拠出先の国際機関名	国際自然保護連合(IUCN)				
国際機関の概要	<p>IUCNは、1948年、世界の自然環境、自然資源の持続的利用、人間社会と他の生物相との調和ある発展等を図ることを活動目的として設立された。特にワシントン条約の下で動植物の国際的な取引の規制対象リストを議論し決定する際、IUCNの知見が影響を及ぼすことが知られている。</p> <p>IUCNの会員は、各國政府、政府機関、国別NGO、国際NGO等から構成されており、この点でIUCNは非政府間組織兼政府間組織というユニークな性格を有する。我が国は、IUCNにおける専門的議論が自然保護・生物多様性保全等に係る政府間交渉等に与える実質的影響力の大きさに鑑み、1995年国家メンバーとしてIUCNに加入した。</p>				
拠出により我が国が期待する成果目標及び活動指標	<p>達成状況</p> <p>1. (1) 成果目標:IUCNへの会費拠出を通じ、我が国的重要課題である環境分野において、持続可能な社会の構築等を促進するとともに、我が国実施事業との相互補完性を高める。</p> <p>活動指標:IUCNによる活動実績、我が国との共同事業の実施</p> <p>IUCNは世界自然遺産の諮問機関として、あるいは代表的出版物であるレッドリストの作成など様々な分野で成果を挙げる総合的な自然保護と持続可能な社会を目指す活動を行う。従来の成果物においては、その評価対象(地域数、種数等)を広げる等、内容の充実を図りつつ、新規の分野においてもいち早く情報を取りまとめ、国際的に発表するなど実績を残している。</p> <p>2015年には、我が国で行われた国連世界防災会議において環境省とともに、生態系を活用した防災・減災に関するワークショップを共催するなど、我が国との共同事業も行っている。</p>				
(2) 成果目標:環境保全の実施において我が国の国際的な発言力・影響力を確保する。	<p>活動指標:ハイレベルとの意見交換、IUCN理事等意思決定組織の席の確保</p> <p>2015年に我が国で行われた国連世界防災会議の際はIUCN事務局長が来日、環境省政務官、外務省審議官等と意見交換を行っている。IUCNの地域理事には、1994年以降、継続して日本人が選出されている。(理事の総数は33名。)</p>				
(3) 成果目標:効率的な組織・財政マネジメントの実現。	<p>活動指標:組織運営・財政改善措置の導入</p> <p>IUCNは2015年に、IUCN総会の運営を大幅に効率化するため、総会にて議論される動議(決議案)の一部を総会開催の前にオンラインで討議できる仕組みを導入することを決定した。これにより、従来まで総会期間中だけでは十分に議論が尽くされずにいた数多くの検討事項に優先順位をつけ効率的に議論することが可能となる。(2016年の総会から実施予定)。</p>				
(4) 成果目標:IUCNにおける邦人職員増強を図る。	<p>活動指標:邦人職員の増強。</p> <p>IUCNの専門職員以上に占める邦人職員は2名。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2015年6月時点:0.2%(邦人職員2名／全職員948名) ・2014年3月時点:0.2%(邦人職員2名／全職員900名) 				
2. PDCAサイクルの確保	<p>①計画段階(Plan):予算要求。IUCN会費は、会員を国連分担率に応じて11段階に分類した上で、各カテゴリーに対し一定額が請求される(スイス消費者物価指数に基づく調整有り)。事業計画は4年に一度の世界自然保護会議(総会)で策定。②実施段階(Do):会費支払。IUCN理事会(年に2度開催)及び総会で財政状況及び事業実施状況をモニタリング。③評価段階(Check):毎年の財務の外部監査、理事会及び総会で成果を評価。④フォローアップ(Act):IUCN理事会及び総会において、必要に応じて改善を提言。</p>				
担当課・室名	国際協力局地球環境課				